

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

1. 伊予銀行は、諸法令等および伊予銀行の諸規程を遵守しつつ、金融仲介機能を適切かつ最大限発揮すべく、経営の最重要事項の一つとして中小企業のお客さまの創業支援、成長支援および経営改善支援に取り組みます。
2. 中小企業のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対しては、お客さまの事業の特性、状況、改善または再生の可能性等を勘案し、適切かつ迅速な審査を実施するとともに、真摯に対応します。
3. 中小企業のお客さまの経営実態に応じて経営相談、経営指導、およびお客さまの経営改善に向けた取組みに対する適切な支援に努めます。
4. 中小企業のお客さまの経営実態や成長性および将来性など事業価値を適切に見極められるよう伊予銀行役職員の能力向上に努めます。

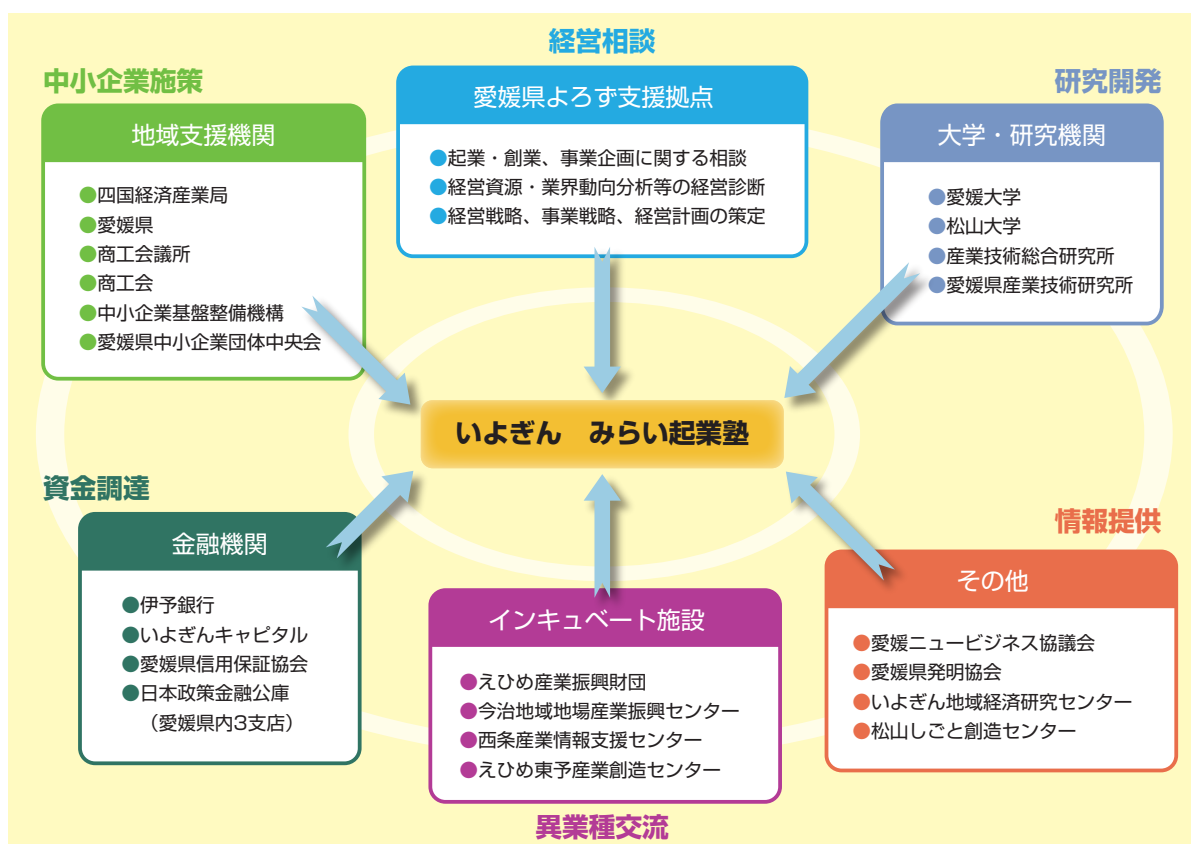
2. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

1. 創業・新規事業開拓のご支援

創業・新規事業開拓のご支援につきましては、地域創生部を中心に、経営者としての知識・ノウハウを学ぶ「いよぎん みらい起業塾」(セミナー)や事業プランを競う「いよぎん ビジネスプランコンテスト」の開催等、行政・地域産業支援機関と連携して取り組んでおります。

また、クラウドファンディング運営会社3社と業務提携し、クラウドファンディングを活用したご支援に継続して取り組んでおります。現在、伊予銀行が紹介してクラウドファンディングに取り組んだ先のうち、目標金額を達成された方には、クラウドファンディング運営会社に支払う成約手数料の2分の1相当額(上限25万円)を補助する取組みを開始しました。今後も引き続き、事業計画策定のアドバイスや、資金調達および販路開拓のサポート等、地域で創業を検討される皆さまの事業化をご支援してまいります。

<いよぎん みらい起業塾の連携体制>



2. 成長段階におけるご支援

成長段階におけるご支援につきましては、お取引先のニーズにあわせて、ビジネスマッチングやシンジケートローン、M&A、事業承継等の各種ソリューションメニューをご提供しております。
大手メーカー等に勤務し豊富で技術的な知識、経験を持つ人財で構成している「ものづくり支援チーム」では、ものづくり企業をはじめとするお客さまの①技術開発支援、②生産性向上支援、③知的財産戦略アドバイス、④販路開拓支援、⑤補助金申請等のサポート等を積極的に行っております。
国際部内に配置する海外駐在の経験者と、海外2拠点（シンガポール、上海）および提携先への派遣行員（タイ、ベトナム）が密接に連携しながら、お客さまの海外展開を支援しています。また、高度化するお客さまのニーズに対応するため、ジェトロ、JICA等の公的機関や海外提携銀行、民間企業とのネットワークを強化し、支援機能の拡充に取り組んでいます。

3. 事業承継へのご支援

事業承継におけるご支援につきましては、法人コンサルティング部が重点施策として取り組んでいます。代表者の高齢化および後継者不在先の増加を背景にますます高まるお客さまからのご要望にお応えするため、伊予銀行での対応に加え、外部専門機関等と必要に応じて連携し、コンサルティングサービスを展開しております。

<2024年度の商談会等の開催実績>

(国内事業関連)

実施時期	商談会名	実績
2024年10月	地方銀行フードセクション	お取引先16社が参加

(海外事業関連)

実施時期	商談会名	実績
2024年6月	大連・地方銀行合同交流会	お取引先8社が参加
2024年10月	上海TSUBASAセミナー&交流会	お取引先10社が参加
2024年12月	香港・華南地区ビジネス交流会	お取引先7社が参加
2025年2月	バンコクTSUBASAセミナー&交流会	お取引先12社が参加
2025年2月	中国オンライン商談会	お取引先1社が参加

<2024年度の海外進出・取引の支援実績>

海外現地法人に関する資金支援実績	
	SBLC：中国、インドネシア クロスボーダーローン：タイ、韓国、ベトナム
海外事業支援（短計目標シートから抽出）	
	現地マーケティング調査：中国、シンガポール、タイ、ベトナム 海外事業展開サポート：中国、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン 海外販路開拓サポート：中国、シンガポール、タイ、ベトナム、香港 海外仕入先開拓サポート：中国、タイ、ベトナム 外国人材の紹介・採用にかかるサポート
愛媛県との連携	
	・シンガポール支店にて、県職員派遣1名受入（2012年より継続）

4. 経営改善・事業再生・業種転換等へのご支援

お取引先に対する経営改善・事業再生・業種転換等へのご支援につきましては、企業再生の専門部署である「企業サポート室」を中心に、本部・営業店が一体となって取り組んでいます。また、多数の外部コンサルティング会社と提携し、お取引先の経営課題等に応じた最適なコンサルティングが行える体制を整備しております。
ご支援にあたりましては、第二会社方式による会社分割、DDS等の各種スキームや中小企業活性化協議会、認定支援機関等外部機関の事業再生機能を積極的に活用しております。

3. 地域の活性化に関する取組み状況

1. 地方自治体との連携

「伊予銀行の成長は地域の発展とともにある」という認識のもと、いよぎんグループの総力を挙げて地域活性化に取り組んでおります。
2012年10月に締結した愛媛県を皮切りに、県内全20市町と「地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定」を結び、地方自治体の皆さまと連携して地域産業の振興に努めております。

地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定

締結時期	2012年 10月	2013年 1月	2013年 2月	2013年 4月	2013年 5月	2013年 5月	2013年 5月	2013年 6月	2013年 7月	2013年 7月
自治体	愛媛県	東温市	八幡浜市	内子町	今治市	松野町	西条市	鬼北町	宇和島市	新居浜市
2013年 8月	2013年 8月	2013年 8月	2013年 10月	2013年 10月	2013年 10月	2013年 11月	2013年 11月	2013年 11月	2014年 2月	2014年 5月
伊予市	愛南町	大洲市	松前町	久万高原町	伊方町	砥部町	西予市	四国中央市	上島町	松山市

2. 地域の活性化を目指す多様な主体（金融機関、大学、産業支援機関等）との連携

伊予銀行は、「地域創生」に積極的に貢献できる体制を構築するため、2016年8月に「地域創生部」を新設いたしました。地域の課題解決や活力創出に取り組む多様な主体と連携することで、地域の「稼ぐ力」と「雇用の場」の創出に取り組んでまいります。

(1) ANAグループとの連携による地域経済活性化

連携体	伊予銀行、ANAあきんど(株)
目的	伊予銀行の地域ネットワークとANAグループが有する国内外のチャネルや人材を活用し、愛媛県の情報発信や地域資源を活用した商品開発・販路拡大などに取り組む
取組内容	ANA空港売店や大手スーパーチェーン・百貨店等と連携し、県産品を県外へ販路拡大するための取組みを支援 地場産業である「水産」と「観光」を掛け合わせた新たな観光コンテンツ「宇和島養殖マグロの1本釣り体験ツアー」の造成やANAプラットフォームでLIVE配信等の支援を実施

(2) 観光まちづくり推進による地域経済活性化

連携体	伊予銀行、大洲市、パリューマネジメント(株)、(一社)ノオト、(株)NOTEが「愛媛県大洲市の町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりにおける連携協定」を締結
目的	城下町に残る歴史的資源を活用した観光まちづくりを官民が連携して推進し、地域経済の活性化を図る
取組内容	地域DMO法人である(一社)キタ・マネジメントの設立および持続可能な観光まちづくりの推進 伊予銀行・(一財)民間都市開発推進機構の出資により、総額2億円の「大洲まちづくりファンド」を組成 2020年7月、分散型ホテル「NIPPONIA HOTEL大洲 城下町」および日本初木造天守での城泊「大洲城キャッスルスティ」を開始

(3) 愛媛大学社会共創学部との連携

事業名	社会共創コンテスト
目的	地域課題に対する高校生の「問題意識」、「当事者意識」と、愛媛大学社会共創学部生の「共創理念」の醸成を図る
取組内容	全国各地の高校生から地域課題の解決に向けた作品（アイデア・活動実績・研究成果）を広く募集し、優秀な作品について表彰

(4) えひめ脱炭素経営支援コンソーシアムによる地域脱炭素の促進

連携体	伊予銀行、愛媛県、(株)愛媛銀行
目的	地域脱炭素の促進に向けて、それぞれの資源を有効に活用し相乗効果を生み出しながら、県内事業者の脱炭素化に向けた取組み等を効果的に支援
取組内容	脱炭素経営に向けた取組みの支援、脱炭素経営に係る啓発・意識醸成、脱炭素経営を支援する人材の育成などを連携・協力して実施

(5) 愛媛県の高専2校との連携による地域活性化

連携体	伊予銀行・新居浜工業高等専門学校、伊予銀行・弓削商船高等専門学校
目的	それぞれが保有する知的・人的資源および情報等を活用し地域の発展と産業の振興に寄与する
取組内容	産学官連携の推進による情報交換・支援、地域課題解決・地域活性化・ものづくりのための連携、人材の交流と育成の支援

(6) 愛媛大学・Beyond Next Venturesとの連携による大学発ベンチャー創出

連携体	伊予銀行・いよぎんキャピタル・国立大学法人愛媛大学・Beyond Next Ventures株式会社
目的	それぞれが保有する知的・人的資源および情報等を活用し、アントレプレナー人材育成や大学発ベンチャー創出に寄与すること
取組内容	大学発ベンチャー創出に向けた各種支援、研究者・学生等に対するアントレプレナー教育、起業マインド醸成のためのイベント開催、愛媛県内のスタートアップエコシステム構築などを連携・協力して実施

3. 成長産業への取組み

伊予銀行では、環境・医療・介護、一次産業、観光を成長産業と位置付け、積極的にご支援しています。

【環境】

環境分野への取組みにつきましては、自然エネルギーの事業化に向けた計画策定をご支援しておりますほか、環境私募債等の取扱いにより、環境に配慮されているお取引先の取組みをサポートしております。

2024年度は、再生可能エネルギー事業に対して、63件195億円のご融資を行ったほか、環境私募債につきましては、31件32億円を受託いたしました。

【医療・介護】

2025年3月末現在の医療・介護向けご融資の実績は、ご融資先数1,627先、ご融資残高2,063億円となっております。

【一次産業】

一次産業への取組みにつきましては、補助金や制度融資の活用サポートに加え、2020年5月に組成した「いよエバグリーン農業応援ファンド2号」の出資を活用することで、事業者のIT・大規模・6次産業化等の幅広いニーズにお応えできる体制を整備しております。

2025年3月末現在の一次産業向けご融資の実績は、ご融資先数240先、ご融資残高130億円となっております。

【観光】

瀬戸内7県の行政連携体である一般社団法人せとうち観光推進機構とともに、せとうちDMOを構成する株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションを伊予銀行は瀬戸内7県の地域金融機関、地元企業、日本政策投資銀行との共同出資により設立し、人員も派遣しています。また、「せとうち観光活性化ファンド」に続き、2023年2月に「せとうち観光サステナブルファンド」へも出資しました。本ファンドではアフターコロナに向け、地域における重要な観光産業の成長資金の担い手として、観光関連事業者に対して必要な資金支援を行うとともに、観光産業の高度化に資する取組みをご支援しています。

4. 海事関連産業への取組み

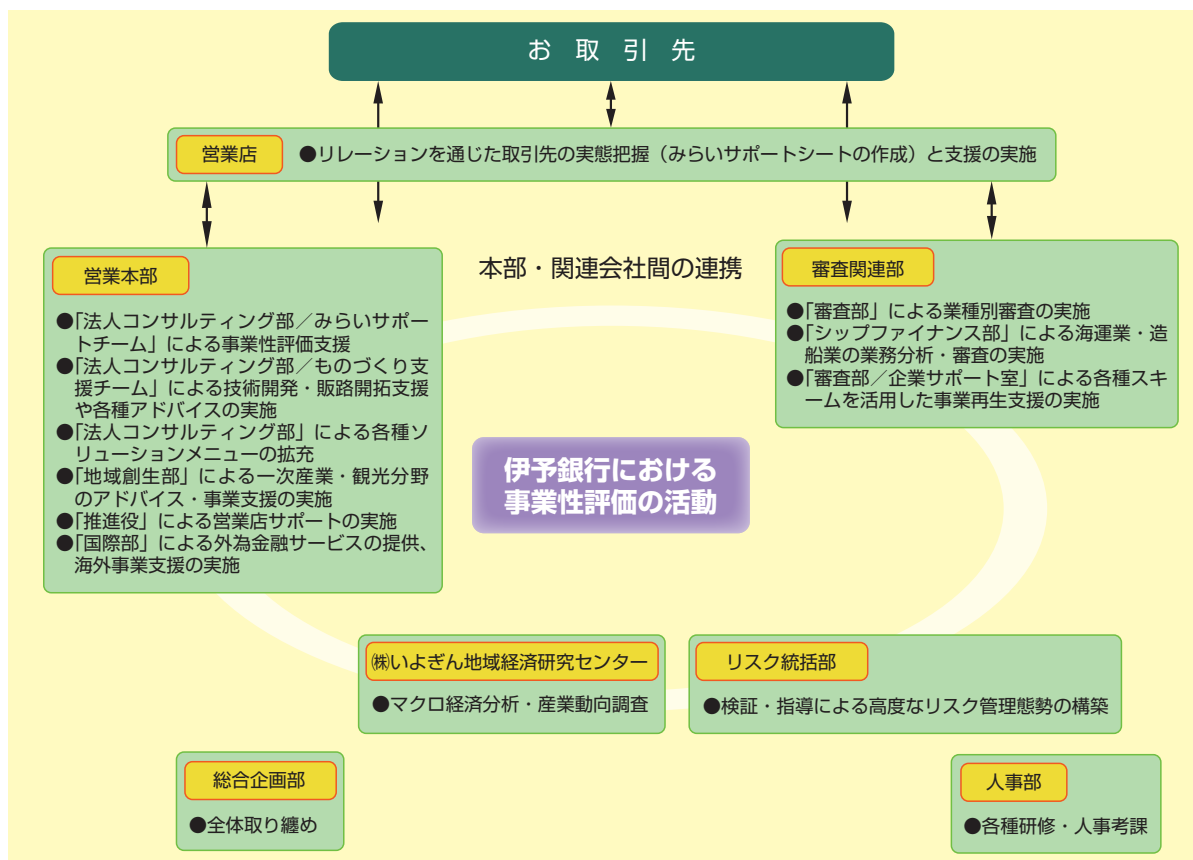
伊予銀行では、造船業や海運業を中心とした海事関連産業を従来から積極的にご支援しております。

業界に関連する幅広い企業・団体との情報交換や環境負荷低減に関する多面的なサポート、海運業のリスクに関する分析力向上などに取組むことで、業界全体の活性化に貢献してまいりたいと考えております。

5. 事業性評価に基づく融資等の取組み

伊予銀行では、人口減少など今後の地域経済を取り巻く環境の変化を勘案し、さらに一歩踏み込んだお取引先の実態把握と、それに基づく最適な融資・ソリューション等の提供によってお取引先の事業の発展をサポートすることが、地域経済の下支えや活性化につながるという考え方を改めて徹底するため、事業性評価への取組みを強化しております。

具体的には、地域経済の動向や将来性を分析する「経済・産業調査」や、お取引先とのリレーションに基づいて個社の発展性、将来性を見極める「取引先の事業性評価」に、本支店が一体となって取り組んでおります。



4. 経営者保証に関するガイドラインへの取組み状況

伊予銀行は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、お客さまと保証契約を締結する場合、保証契約が必要となる理由及び保証契約の変更・解除の見込みについて、お客さまに個別具体的な説明を実施します。お客さまから既存の保証契約の見直しのお申し入れがあった場合、もしくは、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合には、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めております。

<経営者保証に関するガイドラインとは>

中小企業の経営者の皆さまが金融機関に差し入れている個人保証について、保証契約を締結する際や金融機関等の債権者が保証履行を求める際における中小企業（債務者）・保証人・債権者の自主的なルールとして、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が定めたものです。
中小企業・保証人・債権者がガイドラインを自発的に尊重し、遵守することにより、経営者保証の課題や弊害を解消し、中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業の活力を引き出し、日本経済の活性化に資することを目的としています。

<経営者保証に関するガイドラインに係る取組状況>

■新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合

項目	2024年度
$\{(\textcircled{1}) + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4}\} / \textcircled{5} \times 100$	62.6%
①新規に無保証で融資した件数	12,460件
②経営者保証の代替的な融資手法として、停止条件付保証契約を活用した件数	0件
③経営者保証の代替的な融資手法として、解除条件付保証契約を活用した件数	0件
④経営者保証の代替的な融資手法として、ABLを活用した件数	0件
⑤新規融資件数	19,897件

■事業承継時における保証の貰受け割合

項目	2024年度
新旧両経営者から保証貰受け = $\{ \textcircled{6} / (\textcircled{6} + \textcircled{7} + \textcircled{8} + \textcircled{9}) \} \times 100$	0.3%
旧経営者のみから保証貰受け = $\{ \textcircled{7} / (\textcircled{6} + \textcircled{7} + \textcircled{8} + \textcircled{9}) \} \times 100$	26.6%
新経営者のみから保証貰受け = $\{ \textcircled{8} / (\textcircled{6} + \textcircled{7} + \textcircled{8} + \textcircled{9}) \} \times 100$	44.2%
経営者からの保証貰受けなし = $\{ \textcircled{9} / (\textcircled{6} + \textcircled{7} + \textcircled{8} + \textcircled{9}) \} \times 100$	28.9%
⑥代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1件
⑦代表者の交代時において、旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	104件
⑧代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	173件
⑨代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	113件

■保証契約の変更・解除、保証債務整理成約の件数

項目	2024年度
保証契約を解除した件数	821件
ガイドラインに基づく保証債務整理の成約件数	6件